

政令第二百十九号

教育職員免許法施行令の一部を改正する政令

内閣は、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号）の施行に伴い、この政令を制定する。

教育職員免許法施行令（昭和二十四年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「第十六条の三第四項」を「第十六条の三第三項」に改める。

附 則

この政令は、令和四年七月一日から施行する。

理由

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴い、教育職員免許法施行令の規定の整理を行う必要があるからである。